

松山高原牧場における風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然環境を有する地域であることから、事業の実施に当たっては、自然環境に与える影響をできる限り回避、低減できるよう、環境保全に最大限配慮すること。
- (2) 工事の実施に当たっては、隣接する農地等への土砂流出を防止するとともに、改変部については速やかに緑化するよう努めること。
- (3) 環境保全措置の実施に当たっては、最新の技術、工法等を積極的に採用するなどして、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 工事中又は供用開始後に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施すること。
- (5) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合は、環境への影響を予測・評価した上で、必要な措置を講じること。

2 大気環境について

- (1) 大気質及び騒音・振動に係る予測においては、予測に使用した設定条件を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に明記すること。
- (2) 関係市町村長の意見に、風力発電施設の稼働に伴う低周波音及び、風力発電施設の存在による落雷の影響についての懸念がみられることから、これらの影響について評価書に記載すること。

3 水環境について

工事に伴う濁水対策については、十分な容量の沈砂タンクを設置し適切に維持管理するなど、下流域の重要な種の生息・生育環境への影響をできる限り低減するよう、適切な措置を講じること。

4 自然環境について

- (1) 対象事業実施区域周辺にはノスリの営巣が確認されているほか、オオタカが営巣している可能性があることから、今後とも営巣状況の把握に努めるとともに、営巣地に影響のある範囲での繁殖期間中の工事については、実施しないなど、適切な措置を講じること。なお、この場合、影響のある範囲及び講じる措置の内容については専門家の意見を踏まえて決定すること。
- (2) 対象事業実施区域は、周辺に生息する猛禽類の餌場として利用されていることから、供用後の餌場としての利用への影響をできる限り低減するよう、施設の配置について配慮すること。
- (3) 鳥類の衝突防止対策としてのブレードの着色については、必要最小限の基数とするなど景観にも配慮するとともに、着色する色の選定根拠、着色面積及び着色面積の決定根拠を示すこと。また、衝突防止対策については、鳥類の他にコウモリ類の衝突についても配慮するとともに、事後調査を適切に実施すること。
- (4) 風力発電所の存在及び稼働が猛禽類の生息環境に与える影響については、事後調査を適切に実施すること。
- (5) サンコウチョウ、オオアカゲラ及びヒバリについても、営巣の情報を収集し、営巣が確認された場合は、専門家の意見を聞いて適切な措置を講じること。
- (6) 動物の現地調査については、調査時期に偏りが見られるので、専門家の意見を踏まえて必要に応じて追加調査を実施すること。
- (7) 動物の現地調査の結果については、生息確認の根拠を具体的に示すこと。
- (8) 植物の移植については、効果の不確実性が高いことから、専門家の意見を踏まえて、移植の必要性、移植方法等について十分に検討し、影響が最小限となるよう実施するとともに、事後調査を適切に実施すること。

- (9) 施設の配置については、貴重な林分構造を有するブナ林や当該地域が北限となるニッコウナツグミ等の希少な植物の消失をできる限り回避した配置とすること。また、植物については、工事施工箇所毎に失われる植生をできる限り具体的に示したうえで、予測及び評価を行うこと。
- (10) 生態系の注目種の選定において、ホトケドジョウなどの一般的に特殊性の高い種とされている種を選定しない場合は、その理由も示すこと。
- (11) 生態系の予測及び評価においては、猛禽類の餌動物や植物の群落面積の変化に伴う生態系の定量的な変化についてもできる限り検討すること。

5 景観について

- (1) 対象事業実施区域内における架空配線及び電柱の位置等を明らかにし、同区域内を視点場とした景観について予測及び評価を行うこと。
- (2) 施設の設置に当たっては、関係機関や地域住民との協議を行うなどして、施設の配置及び色彩等と周辺の自然景観との調和に配慮すること。

6 その他

上記 1 から 5 の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。